

○都留市農林水産物地産地消推進事業補助金交付要綱

(平成 26 年 3 月 31 日告示第 26 号)

改正 平成 27 年 8 月 31 日告示第 96 号 平成 29 年 5 月 12 日告示第 51 号

平成 29 年 12 月 7 日告示第 100 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、農林水産業により地域の活性化を図るための地産地消推進事業を実施する者に対して、補助金を交付することに関し、都留市補助金等交付規則(昭和 61 年都留市規則第 28 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業等)

第 2 条 補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)、補助対象経費、補助額及び交付回数は、別表のとおりとする。

2 交付対象者は、次に掲げる者のうち、市内に住所を有するものに限る。

- (1) 市内の共同直売所に農林水産物を出荷している者
- (2) 市内の農業者同士で協力し、農林水産物を市内で販売している者
- (3) 市内の学校給食センターに農林水産物を出荷している者
- (4) 市内の生鮮食料品などを扱う販売所に農林水産物を出荷している者
- (5) 道の駅つる生産者組合組合員
- (6) 新たに営農を開始する者(以下「新規営農者」という。)のうち、前各号のいずれかに該当する見込みであるもの

3 補助対象経費は、別表に掲げるもののうち、市内で購入したもの又は市内の業者に支払った工事費に限るものとし、国又は県から同様に認められる補助金等を既に受けている場合は、対象外とする。ただし、端境期品揃対策事業及び生産規模拡大事業の補助対象経費のうち、市内での調達が困難な物及び市内で調達した場合著しく高額となるものは、市外で購入又は市外の業者に工事費を支払うことができるものとする。

4 補助額に 100 円未満が生ずる場合は、当該額を切り捨てた額を補助額とする。

(対象農地等)

第3条 補助金を受けようとする者(以下「申請者」という。)が営農する農地等は、農地法(昭和27年法律第229号)及び農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)の定める権利設定を受けていなければならない。

(補助金の申請)

第4条 申請者は、都留市農林水産物地産地消推進事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の計画概要及び収支予算書
- (2) 補助対象経費の見積書
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の決定)

第5条 市長は、前条の申請書による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、都留市農林水産物地産地消推進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(変更等の承認申請)

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が補助事業の内容を変更するときは、都留市農林水産物地産地消推進事業補助金変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、都留市農林水産物地産地消推進事業補助金実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告及び収支決算書
- (2) 補助対象経費の支払いを証明する書類(領収書の写し等)
- (3) 購入した物品等の写真
- (4) 新規営農者は、第2条第2項第1号から第5号までのいずれかに掲げる者であることを証明する書類
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、報告書の審査をするとともに必要に応じ現地調査を行い、補助事業の成果が補助金の交付の内容に適合するものと認めるときは、補助金の額を確定し、都留市農林水産物地産地消推進事業補助金交付額決定通知書(様式第5号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、前条の通知を受けた日から起算して20日以内に都留市農林水産物地産地消推進事業補助金請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他の不正な手段により、補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 新規営農者が、第7条に規定する実績報告の段階において、第2条第2項第1号から第5号までのいずれにも該当しないとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命じるものとする。

(財産の管理)

第11条 補助事業者は、別表に定める補助事業のうち、端境期品揃対策事業及び生産規模拡大事業により、取得し若しくは効用の増加した財産で、1つにつき20万円以上のもの(以下「取得財産等」という。)については、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(以下「財産処分制限期間」という。)を経過するまでは、市長の承認を受けずに取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(財産台帳の整備及び利用状況報告書の提出)

第 12 条 補助事業者は、取得財産等の名称等を記載し、その取得に係る証拠書類を添付した財産管理台帳(様式第 7 号)を整備して、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から 5 年間又は財産処分制限期間のいずれか長い期日まで保管しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から 5 年間、取得財産等の利用状況報告書(様式第 8 号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、取得財産等が補助事業の内容に沿って適切に利用されていない場合、補助事業者に対して利用条件の改善を求めるものとする。

(補助金の返還)

第 13 条 市長は、次の各号に該当する場合、補助事業者に対して期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。ただし、自然災害その他やむを得ない理由が認められる場合は補助金の返還を免除することができる。

(1) 第 10 条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているとき。

(2) 補助事業者が、市長の承認を受けずに、財産処分制限期間を経過する前に取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。

(3) 補助事業者が、第 12 条第 3 項による改善の求めに応じず、それ以降に財産を適切に利用しないと認められるとき。

2 補助金の返還額は、第 1 項第 1 号においては交付を受けた額とし、第 1 項第 2 号及び第 3 号においては補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について(平成 20 年 20 経第 385 号農林水産省大臣官房経理課長通知)の国庫納付額の算定方式に準じて算定した額とする。

(補則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 8 月 31 日告示第 96 号)

この告示は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 5 月 12 日告示第 51 号)

この告示は、平成 29 年 5 月 15 日から施行する。ただし、この告示による改正後の都留市農林水産物地産地消推進事業補助金交付要綱別表に規定する生産規模拡大事業については、平成 28 年 11 月 5 日から適用する。

附 則(平成 29 年 12 月 7 日告示第 100 号)

この告示は、平成 29 年 12 月 8 日から施行する。ただし、この告示による改正後の都留市農林水産物地産地消推進事業補助金交付要綱の別表に規定する生産規模拡大事業については、平成 28 年 11 月 5 日から適用する。

別表(第 2 条関係)

補助事業	補助対象経費	補助額	交付回数
1 農 林水 産物 の直 売事 業	(1)生産資機材(ハウスの張り替え用ビニール、マルチシート、病虫害シート、保温シート等、20万円未満の機器類) (2)供給資材(出荷テープ、ラベルシート、出荷容器等) (3)農林水産業施設宣伝資材(直売所看板、直売所パンフレット、直売所のぼり等)	補助対象経費の2分の1以内の額とし、上限額を5万円とする。	申請者1人につき年度1回とし、一の申請者につき補助を受けられる回数は3回を限度とする。
2 端 境期 品揃 対策	端境期(12月から5月頃)に出荷する農作物の栽培に必要な資機材(栽培用ハウ	補助対象経費の2分の1以内の額とし、上限額を20万円とする。	一の申請者につき補助を受けられる回数は1回を限度

事業	ス、ハウス内の暖房機器、育苗マット等)		とする。
3 生産規模拡大事業	営農の規模を拡大又は新規営農者が営農を開始するために必要な資材及び機械類(トラクター、田植え機、コンバイン、管理機、農器具庫等)	補助対象経費の2分の1以内の額とし、上限額は、規模拡大又は営農開始のため、交付対象者が第3条に掲げる権利設定を行った面積1aにつき1万円を乗じた額とする。ただし、権利設定の更新を行う農地、過去に権利設定したことのある農地、権利設定はしていないものの過去に耕作したことのある農地は対象外とし、新規営農者が権利設定した農地は、10a分の面積を差し引くものとする。なお、権利設定を行った面積に0.1a未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。	生産規模の拡大に応じてその都度申請することができる。

様式第1号(第4条関係)

都留市農林水産物地産地消推進事業補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第2号(第5条関係)

都留市農林水産物地産地消推進事業補助金交付決定通知書

[別紙参照]

様式第3号(第6条関係)

都留市農林水産物地産地消推進事業補助金変更承認申請書

[別紙参照]

様式第4号(第7条関係)

都留市農林水産物地産地消推進事業補助金実績報告書

[別紙参照]

様式第5号(第8条関係)

都留市農林水産物地産地消推進事業補助金交付額決定通知書

[別紙参照]

様式第 6 号(第 9 条関係)

都留市農林水産物地産地消推進事業補助金請求書

[別紙参照]

様式第 7 号(第 12 条関係)

財産管理台帳

[別紙参照]

様式第 8 号(第 12 条関係)

都留市農林水産物地産地消推進事業取得財産等の利用状況報告書

[別紙参照]